

## 平成20年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わります

75歳以上の人(一定以上の障がいのある人は65歳以上)は、これまで国民健康保険や被用者保険(政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合等)に加入しながら、市町村が運営する老人保健制度により医療の給付を受けてきました。平成20年4月1日からは、後期高齢者医療制度に加入し、医療に関する給付を受けることになります。

○後期高齢者医療制度は岐阜県内のすべての市町村が参加し設立した「岐阜県後期高齢者医療広域連合」が医療保険の各種給付や保険料の算定を行います。保険料の徴収や各種申請の届け出の窓口は各市町村が行います。

○後期高齢者医療制度では、対象者すべてが保険料を納めることになります(これまで被扶養者となっていて自分で保険料を納めていなかった人も納めることになります)。

○医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は、現在の老人保健制度と同じで医療費の1割(現役並み所得者は3割)となります。

※後期高齢者医療制度の詳細については、今後広報紙などでお知らせをしていきます

※詳細については、岐阜県後期高齢者医療広域連合(電話058・387・6368)または保険課へ

身边な法的トラブル  
お気軽にお問い合わせください

防災安全課  
内線 276

日本司法支援センター



解決に役立つ法制度や最適な相談機関を紹介します。

法的トラブルでお困りの人、また法的トラブルかどうか分からぬ人もお気軽にお問い合わせください。

日本司法支援センター 法テラス

電話 0570・078374

※P H S ・ I P 電話からは(03・6745・5600)

受付時間 平 日:午前9時~午後9時  
土曜日:午前9時~午後5時

### お気軽にどうぞ

日本司法支援センター「法テラス」無料法律相談

不動産、相続、離婚、金銭トラブル、交通事故など法律問題全般について無料相談会を開催します。

△とき 10月1日(月) 午後1時~4時

△ところ 可児市総合会館5階大ホール  
(可児市役所南)

△対象者 同居家族全体の月収額(手取り、賞与を含む)が一定額以下の人(詳細はお尋ねください)

△内容 1人当たり30分程度の相談

△申込み 予約優先制。9月18日(火)~28日(金)の平日午前9時から午後5時までに法テラス可児地域事務所(電話050・3383・0005)へ

※法テラス可児地域事務所では、毎週木曜日の午後より事前予約制にて無料法律相談を実施しています。詳細については、法テラス可児地域事務所へ

## 健康課からのお知らせ 『日常の外来は診療所を』

厚生労働省では、次のように医療機関の役割分担を推進しています。

健康課 内線 390

### ■日常の外来は診療所

(20床未満の医療機関:市内約30の診療所)

### ■入院・手術などは病院

(20床以上の医療機関:太田病院)

### ■専門的治療や高度な医療サービスの提供は、大病院

(200床以上の医療機関:木澤記念病院、のぞみの丘ホスピタル)

日常の外来は、できるだけ診療所・かかりつけ医をご利用ください。

なお、このたび、木澤記念病院は、9月1日から土曜日の外来を休止することになりました。